

○松山市教育研修センター条例施行規則

平成28年3月31日

教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市教育研修センター条例（平成28年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 松山市教育研修センター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日进行することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日（毎月の第2土曜日及び第4土曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日までの日

(使用時間)

第3条 センターの使用時間は、月曜日から金曜日までにあつては午前9時から午後9時まで、土曜日にあつては午前9時から午後5時までとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用者の登録)

第4条 条例第6条第2項の登録を受けようとする団体は、松山市教育研修センター使用登録申請書（第1号様式）に教育長が必要と認める書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する登録の要件は、教育文化活動を目的とする3名以上の団体であることとする。
- 3 教育長は、第1項の登録をしたときは、当該登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）の各構成員に松山市教育研修センター使用登録証（第2号様式。次項及び第5項において「登録証」という。）を交付する。
- 4 登録団体は、登録した事項に変更があつたとき又はその構成員が登録証を破棄し、若しくは紛失したときは、速やかに教育長に申し出て、必要な手続をしなければならない。
- 5 登録証の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中における登録の有効期間は、当該登録を受けた日から当該年度の3月31日までとする。

(使用許可の申請)

第5条 施設を使用しようとする登録団体は、松山市教育研修センター使用許可申請書(第3号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の前月15日から受け付けるものとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 使用の許可は、松山市教育研修センター使用許可書(第4号様式。次項及び次条において「使用許可書」という。)を申請者に交付することにより行うものとする。

2 使用者(条例第8条第1項に規定する使用者をいう。第8条及び第9条第1号において同じ。)は、センターを使用するときは、使用許可書を職員に提示し、その指示に従わなければならない。

3 教育長が特に必要と認める場合は、登録団体以外の団体にも使用を許可することができる。

(使用料の納付)

第7条 条例第8条に規定する使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 使用料の減免を受けようとする使用者は、書面により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が適当と認めたときは、別に定める手続による。

2 使用料を減免する場合及びその額は、教育長が別に定める。

(使用料の還付)

第9条 条例第11条の規定により使用料の全部又は一部を還付する場合及びその額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他使用者の責によらない事由により使用できなくなった場合 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、相当の理由があると教育長が認めた場合 その都度教育長が定める額

(遵守事項)

第10条 センターを使用する者は、センターの職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けた室以外の施設及び学校部分に立ち入らないこと。

- (2) 施設、附属設備等を毀損し、汚損し、又は滅失しないこと。
- (3) 騒音を発するなど、センターの事業若しくは学校の教育活動を妨げ、又は他のセンターを使用する者の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 建物又は敷地内において喫煙しないこと。
- (5) 指定した場所以外で飲食しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(施設の毀損等の届出)

第 1 1 条 センターを使用する者は、施設、附属設備等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第 1 2 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条から第 9 条までの規定は、条例付則ただし書に規定する日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

松山市教育研修センター使用登録申請書

年 月 日

(宛先) 松山市教育長

松山市教育研修センターを使用するに当たって登録を受けたいので、次のとおり申請します。

団体名	
団体名かな	
活動の目的	
主な活動	
代表者氏名	
構成員の人数	

構成員一覧

代表者	ふりがな 氏 名	住 所 連絡の取れる電話番号
2	ふりがな 氏 名	住 所 連絡の取れる電話番号
3	ふりがな 氏 名	住 所 連絡の取れる電話番号
4	ふりがな 氏 名	住 所 連絡の取れる電話番号
5	ふりがな 氏 名	住 所 連絡の取れる電話番号

当団体は、使用の決まりを守り、職員の指示に従って使用することを承諾します。

代表者の署名 _____

(職員記入欄)

登録番号	
登録日	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

第2号様式(第4条関係)

(表)

松山市教育研修センター使用登録証	
No.	団体名 (代表者名)
有効期限 氏 名	年 月 日
松山市教育長 印	

(裏)

<ul style="list-style-type: none">●施設使用申請時は、この証を受付に提示し、使用申請の手続をしてください。●使用当日は、本証及び使用許可書を受付に提示し、指示に従ってください。●この証は他人に転貸することはできません。●登録内容に変更があった場合は、速やかに変更を申し出てください。●使用予約は使用月の前月の15日から受け付けます。●この証の有効期限は、登録年度の3月31日です。●この証の更新手続は、有効期限の1月前から受け付けます。

第3号様式(第5条関係)

松山市教育研修センター使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 松山市教育長

申請者名

電話番号

許可条件等確認署名

松山市教育研修センターを使用したいので、次のとおり申請します。

団体名等		登録番号	
代表者住所			
ふりがな			
代表者名			
使用施設	大講義室 ・ 中研修室 ・ 小研修室 () ・ 会議室		
使用日時	年 月 日 曜日 時 分～ 時 分		
使用目的		使用人数	人
備考		使用種別	教育 文化
許可条件	1. 松山市教育研修センター条例, 同条例施行規則を守ること。 2. 使用後は, 整理・整頓して原状に復しておくこと。 3. その他 ()		

第4号様式(第6条関係)

松山市教育研修センター使用許可書

年 月 日

様

松山市教育長 印

年 月 日付けで申請のあった松山市教育研修センターの使用について、次のとおり許可します。

団体名等		登録番号	
代表者名			
使用施設	大講義室 ・ 中研修室 ・ 小研修室 () ・ 会議室		
使用日時	年 月 日 曜日 時 分～ 時 分		
使用目的		使用人数	人
備考		使用種別	教育 文化
許可条件	1. 松山市教育研修センター条例, 同条例施行規則を守ること。 2. 使用後は, 整理・整頓して原状に復しておくこと。 3. その他()		

第 1 号様式 (第 4 条関係)

第 2 号様式 (第 4 条関係)

第 3 号様式 (第 5 条関係)

第 4 号様式 (第 6 条関係)